

政令第二百二号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条及び第二十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為

第八条の二に次の一号を加える。

七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置)

2 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、この政令の施行前においても、前項に規定する指定をすることができる。

4 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうち、次に附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

5 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（検体採取）</p> <p>第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから痰を採取する行為</p> <p>三 （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為</p>	<p>（検体採取）</p> <p>第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為</p> <p>（新設）</p> <p>二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）</p> <p>三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為</p> <p>四 鱗屑、痂皮その他の体表の附着物を採取する行為</p> <p>五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為</p> <p>（新設）</p>